

〔原著〕

性犯罪の態様による悪質性の判断基準に関する研究

盛岡少年鑑別所：森 丈弓
筑波大学人間総合科学研究科：濱口 佳和

Study on criteria of seriousness about sex-related crime

Takemi Mori and Yoshikazu Hamaguchi

ある犯罪行為があったときに、人々はその行為の悪質性を何によって判断するのだろうか。刑法には、犯罪行為について法定刑が定められている。例えば、懲役刑であれば刑期の長短があり、いわゆる職業裁判官はそうした枠組みの中で高度に専門的な判断を行って判決を下している。そこには量刑理論という理論的な判断があり、また、裁判における実務慣行と実務感覚が強い規制力を持つとされる。

1990年代に入って、被疑者保護の必要性が強調されるようになると、とりわけ人身犯罪に対する刑が軽すぎることが社会の側から強く批判されるようになった（井田，2006）。もちろん、ある犯罪行為に対して、下された判決が重いか、軽いかについて絶対的な基準があるわけではない。重くてしかるべきとする世論から見れば、軽い判決であっても、判決の側からすれば世論が相対的に重いというに過ぎない。しかし、法的判決と一般の人々の主観的な判断が食い違うことから、罪や罰の重さについての基準となる主観的尺度を個人個人が持っていることが推察される（伊田・谷田部，2005）。

犯罪の重さに関する主観的な評定については、Selling & Wolfgang（1964）が膨大な調査を行っている。彼らは141種類の犯罪行動について、大学生、警察官にカテゴリー尺度及びマグニチュード尺度で評定させることで、殺人、強盗、強姦、窃盗、放火等の犯罪についての主観的な重さを数量的に把握する尺度が構成可能であることを示した。ところで、この調査では、

141種類の内、21種類の犯罪について大学生、警察官、裁判官が調査対象とされ、グループ間の比較が行われているが、彼らはグループ間に有意差が見られなかったとして、犯罪の主観的な重さについては広く社会的な同意が存在し得ると主張している。しかし、21種類に含まれなかった犯罪の内、放火では警察官による評定が大学生による評定を大きく上回って重いと判断されており¹、こうしたことから主観的な評定においても、社会の中に均一で安定した基準が存在しているとは必ずしも言い切れないことが指摘できる。

昨今、一般の国民が裁判の過程に関与することが大いに議論されるようになり、いわゆる裁判員制度が2009年5月までに実施される。「くじ」で選ばれた一般国民が、実際の犯罪行為について刑の量定に関与するのである。裁判に健全な社会常識を反映させることが裁判員制度を導入する目的の一つとなっているが、そこには職業裁判官の専門性に委ねられてきた判断と「健全な社会常識」が食い違う部分があることが想定されている。裁判員が国民常識²に沿っ

¹ Selling & Wolfgang（1964）では、11段階のカテゴリー尺度で、放火の重さについて、警察官は平均8.00、大学生は平均4.09の評定をしている。これについては、例えば、我が国の刑法では、嚴重建造物等放火は殺人と同等の重罪であるが、一方で幼稚な子供の火遊びに見られるように、卑近な犯罪という意味合いも含んでおり、こうした感覚が評定の差として現れた可能性も考えられよう。

た量刑意見を言い、それが本来の量刑であるべきだと考えれば、その意見を合議として取り入れる可能性はかなりあると考えられ(原田, 2002), 一般国民の犯罪行為に対する判断が大きな影響を与えることになる。一般国民という言い方はマクロな視点になるが、より具体的なレベルで捉えれば、「くじ」で選ばれた裁判員一人一人の犯罪に対する主観的尺度が重要な意義を持つことを意味している。

本研究では性犯罪の悪質さについて、一般の人がどういった要因に比重を置いて判断をしているかについて明らかにすることを目的としている。用いられるシナリオには、性犯罪について近年、重大悪質事案が発生しており(法務総合研究所, 2005), 世間の耳目を集めているという社会的な状況を考慮して架空の性犯罪事例を用いた。

方 法

(1) 調査対象者

八王子市内の准看護師養成学校の生徒43名(男性:38名, 女性:5名)が調査対象者とされた。男性の平均年齢は28.6歳, 女性の平均年齢は27.0歳であった。質問紙を配布する際, 調査対象者は, 回答は任意であり, 答えたくない場合には回答しなくてよいと口頭で説明された。

(2) 手続きとシナリオ

架空の性犯罪事例を描いたシナリオを作成した。内容は女性被害者に対して強制的に性的な行為を行うという物語である。このシナリオについて, ①事前の計画性(計画性あり vs. 計画性なし), ②被害者の年齢(14歳 vs. 25歳), ③脅す方法(言葉のみで脅す vs. ナイフを使用する), ④行為の内容(陰部に触るまで vs. 姦淫まで), ⑤被害者の外傷(故意に怪我をさせる vs. 意図的でなく怪我をした), ⑥加害者の過去の性犯罪経験(あり vs. なし), ⑦犯行後の発覚防

止措置(被害者を脅して口止めする vs. 口止めはしない)の7要因をL8直交表を用いて割付け8バージョンを作成した。直交表を用いることで少数回の実験で要因効果を推定できるという利点が生じる(山田, 2004)。付録1にL8直交表による割付けとシナリオの例を示した。

調査対象者は, 8つのシナリオを提示され, どの順に悪いと思うかについて順位付けをするよう求められた。本研究では, 以下のような理由から一般的に用いられるような5件法ではなく, 順位付け法によるコンジョイント分析を採用した。その理由として, 各プロフィールについてその悪質性を「1. 全く悪くない」から「5. 極めて悪い」の5件法で評定させた場合を想定すると, 何れのシナリオも事案の態様が通常の社会規範から見て極めて悪いことから, 全てのプロフィールについて「5. 極めて悪い」と回答される可能性がある。Selling & Wolfgang (1964)の調査では, 例えば殺人の内容について, 通常の故殺, 強盗殺人, レイプ殺人といった区別を設けているが, 評定にはほとんど差が見られなかった。本研究においても, シナリオの内容はいずれも, 加害者による強制的, 一方的な性犯罪であることから, カテゴリー尺度では評定に差が生じなくなる可能性が考えられる。順位付け法を用いることで, このような事態を回避し, 純粋に性犯罪の枠内において態様の差異による悪質性の較量を調査対象者に行わせることが可能となる。

結 果

(1) 悪質性判断に及ぼす要因

調査対象者がシナリオに付けた順位を従属変数として, Cox (1972)の比例ハザードモデルによるコンジョイント分析が行われた。この方法は, 対象者が回答した順位を生存時間とし, 全てのケースでイベントが発生したとして処理する。また, 対象者毎にハザード関数を層別にする。すなわち, 対象者*i*について,

$$h_i(t) = h_{0i}(t) \cdot \exp(\beta_1 x_{i1} + \beta_2 x_{i2} + \beta_3 x_{i3} + \dots + \beta_7 x_{i7})$$
とモデル化された。

² 何を持って健全な社会常識, 国民常識とするかという問題は残される。

有意になった変数は、②被害者の年齢 ($\beta = 0.60, p < 0.01$)、③脅す方法 ($\beta = -0.32, p < 0.01$)、④行為の内容 ($\beta = -1.12, p < 0.01$)、⑦犯行後の発覚防止措置 ($\beta = 0.23, p < 0.01$)であった。つまり、性犯罪の態様について行為の悪質さを判断する際には、被害者が未成年である方が悪く、ナイフを使って脅した方が悪く、姦淫までしたほうが悪く、脅して口止めした方が悪いと判断された。一方で、①加害者の事前の計画性の有無、⑤被害者の外傷が故意によるものかどうか、⑥加害者が過去に性犯罪を行ったかどうかは、悪質さの判断には有意な影響を及ぼさなかった。

(2) 要因が影響を与える強さ

悪質さの判断に与える影響の強さを、 $\exp(\beta)$ の大きさを評価すると、④行為の内容、すなわち姦淫までするかしないかが1番強く影響を与えており ($\exp(-\beta) = 3.07$)、以下、②被害者の年齢が未成年である ($\exp(\beta) = 1.82$)、③脅す方法でナイフを使っている ($\exp(-\beta) = 1.38$)、⑦犯行後の発覚防止措置発覚として脅して口止めした ($\exp(\beta) = 1.26$)のつかったかどうか、脅して口止めしているかどうかの順に影響を与えていた。

考 察

(1) 悪質性判断の基準

今回の調査では、調査対象者は、被害者への直接的な被害の度合いに重きを置いて行為の悪質性を判断していた可能性が考えられる。すなわち、悪質性に対する判断に影響を与えなかった要因について、犯行で加害者に計画性があったにせよなかったにせよ、被害者が性的な被害を蒙ったという点は変わりがない。同様に、加害者に性犯罪の前歴があったか、なかったかという点についても、被害の度合いには無関係である。また、被害者に負わせた外傷が故意によるものかどうか、そうでないのか、についても被害者が外傷を負ったという事実には変わりがない。このように被害者に生じた被害の結果と

いう視点が重視されたことで、これらの要因の影響がほかの要因よりも低く見積もられた可能性がある。反対に、姦淫したかどうかは、被害者の被害に直接結びついており、悪質性を判断する上では重要と認識されたことが推察される。同様に、脅して口止めしたかどうかについても、被害者に心理的な脅威を与えたという点で、被害者の被害に強く関係している。また、ナイフで脅されることも被害者への強い脅威であるし、被害者が未成年であった場合には、蒙った精神的なダメージの度合いがより大きいと判断された可能性が考えられよう。

(2) 裁判実務との対比

今回の調査対象者についてはこのように実質的な結果としての被害の度合いが判断基準となっていた可能性が考えられたが、以下では実際の裁判においてどういった基準で量刑が判断されているのかを考慮しながら、今回の調査結果について分析を行う。今回の調査に見られたような基準が、実際の裁判で重視される要因と異なっているということがあれば、犯人の量刑と裁判結果が一般の人々の心情や、被害者感情と合わないという事態を生じる可能性があることから、こうした対比は重要な論点と言える。

さて、実際の裁判において、強姦罪では結果発生の有無（既遂か未遂か）が量刑上、執行猶予が付されるかどうかの重要な分岐点となる（萩原、2003）。今回の結果では、強姦が既遂であるか、未遂であるかの要因は、悪質性の判断に一番大きな影響を与えており、この点では実際の裁判における判断基準との一致が見られたと言える。一方で、実際の裁判においては通常、前科前歴、常習性等は情状として量刑上考慮されるが（萩原、2003；原田、2004）、今回の調査では加害者の過去の性犯罪の犯罪行為は悪質性の判断に有意な影響を与えていなかった。これは既述したように、被害者の側から見れば、加害者が同種の行為を反復させていなくても、蒙った被害の量とは無関係であるという点に、今回の対象者が判断の基準をおいた可能性が考えられるが、仮に一般の人々がこう

した判断を行っている状況で、裁判において性犯罪者が前歴がないとの理由で比較的軽い量刑で裁かれることがあれば、裁判の判断がいわゆる社会常識から乖離していると評価される可能性も生じてくる。こうした点には、一般市民の感覚を裁判に反映させるという裁判員制度の必要性が改めて示唆されていると言えよう。

(3) 展望

今回の調査では、調査対象者が犯罪の悪質性についてどのような要因及び基準に基づいて判断しているかを分析する手法として、シナリオ法とコンジョイント分析の使用が有用であることが示された。本研究では、シナリオについて「悪さ」の程度を判断させているが、判断の内容については、量刑の軽重、社会的にどの程度許容されるか、被害者の精神的な苦痛の程度など、目的によって変更して対応することが可能である。また、シナリオについても、様々な事例を取り扱うことが可能である。例えば、性犯罪であれば、電車内の痴漢、ナンパから始まって強姦に進展したものの、最初は援助交際のつもりが交渉がこじれ、被害者の意に反してわいせつ行為に及んだもの、加害者が被害者の合意を確信しながら性犯罪に及んだもの³、など様々な犯罪内容に対応して且つ要因の分析が実施できるため、応用範囲は広い。

また、裁判における量刑判断は、犯罪行為における責任の程度と、将来の犯罪の予防、特に一般予防及び特別予防の要請を考慮して行われる(小林・原田・岡上・井田, 2004)。このことは、一般の感覚や社会感情を無視するわけではないにせよ、一般にはあまり馴染みのない法理論に拠って行われた場合に、一般人の感覚と異なる面が生じる可能性があることを示している。森・三浦(1999)は、普段はあまり法律に馴染みのない専門学校生を対象とした調査で、

強盗事件の罪の重さが予想に反して低く見積もられることを示したが、一般人の感覚と司法の場で重視される要因が異なっている場合には、具体的な裁判結果としての犯人の量刑が被害者感情と合わないという事態が生じる可能性も出てくることになる。谷岡(2007)は、世の中と時代にあった客観性のある量刑判断基準を作る必要性を主張しているが、その際には一般人の感覚を定量的に測定する方法が必要となる。本研究で用いた手法では各要因が判断に与える影響の有無だけでなく、判断に影響を与える強度を分析することが可能であり、こうした基準の作成に大きく寄与することができる。今後は、罪種の幅を広げたり、裁判官、弁護士、検事、司法修習生といった法律に携わる者を対象として実施し、さらに一般人との差異を比較検討し、知見を積み重ねていくことが重要である。

引用文献

- Cox, D.R. 1972 Regression models and life-Tables. *Journal of the Royal Statistical Society*, **B34**, 187-220.
- 萩原玉味 2003 強姦事件の量刑 刑事弁護, **35**, 56-61.
- 原田國男 2002 裁判員制度の導入と量刑 現代刑事法, **43**, 65-73.
- 原田國男 2004 裁判員制度における量刑判断 現代刑事法, **61**, 47-59.
- 法務省法務総合研究所 2005 犯罪白書(平成16年版).
- 井田良 2006 量刑をめぐる最近の諸問題 研修, **702**, 3-18.
- 伊田政司・谷田部友香 2005 刑事事件にたいする主観的量刑判断 法と心理, **4(1)**, 71-80.
- 小林充・原田國男・岡上雅美・井田良 2004 「量刑判断の実際」と量刑理論 法律時報, **76(4)**, 67-86.
- 森丈弓・三浦秀徳 1999 少年の犯罪に対する認知面の特徴について 日本犯罪心理学会第

³ 知り合いの女の子を夜遅くに呼び出したらミニスカートの露出度の高い服で出てきて、その後ドライブに誘ったらついてきたので、合意を確信して姦淫しました、といった内容の主張をする性犯罪加害者がしばしば存在する。

37回大会大会発表論文集, 犯罪心理学研究, 第37巻特別号, 102-103.

Sell, T. & Wolfgang, M.E. 1964 *The Measurement of Delinquency*. John Wiley & Sons. (Reprinted 1978 Montclair: Patterson Smith Publishing Corporation)

谷岡一郎 2007 犯罪・非行の質と量を測定する基準づくりに向けて - 裁判員制度下での Sentencing Guideline の必要性 - 犯罪社会学研究, 32, 76-86.

山田秀 2004 実験計画法 - 方法編 - 日科技連出版社.

付録 1

L8直交表による割付けと用いられたシナリオ

	要因 1	要因 2	要因 3	要因 4	要因 5	要因 6	要因 7
シナリオ1	1	1	1	1	1	1	1
シナリオ2	1	1	1	-1	-1	-1	-1
シナリオ3	1	-1	-1	1	1	-1	-1
シナリオ4	1	-1	-1	-1	-1	1	1
シナリオ5	-1	1	-1	1	-1	1	-1
シナリオ6	-1	1	-1	-1	1	-1	1
シナリオ7	-1	-1	1	1	-1	-1	1
シナリオ8	-1	-1	1	-1	1	1	-1

(注) 1. -1の数値は、以下に示す各要因の2つの水準を割り付ける規則となる。例えば、要因1では、1に対して事前の計画性ありを、-1に対して事前の計画性なしを割り付ける。割り付けられたシナリオに対して、調査対象者は1から8までの順序を回答する。分析は、比例ハザードモデルで行い、例えばシナリオ2に5という順序が付けられた場合、従属変数は、時点t = 5においてイベントが発生したとし、独立変数ベクトルは $X^t = (1, 1, 1, -1, -1, -1, -1)$ となる。

要因 1 ①事前の計画性	あり	その女の子がいつも夜に学校の帰りにその公園を通ることを何度も見て知っていた(注1)
	なし	その女の子が夜に公園を通りかかったのをたまたま見かけた(注2)
要因 2 ②被害者の年齢	14歳	14歳の女の子を公園のトイレに連れ込んだ
	25歳	25歳の女性を公園のトイレに連れ込んだ
要因 3 ③脅し方	言葉のみ	トイレでおとなしくしろと脅して
	ナイフを使用	トイレでおとなしくしろとナイフで脅して
要因 4 ④行為の内容	触るだけ	パンツを下ろして陰部を触った
	姦淫まで	パンツを下ろして姦淫した
要因 5 ⑤被害者の外傷	故意による	途中で抵抗したので叩いてケガをさせた
	過失	途中で抵抗して手足を動かしたときに女の子はケガをした
要因 6 ⑥以前の性犯罪経験	あり	こんなことをやったのは今回が初めてだった
	なし	以前にも別の女の子にこういう事をしたことがある(注3)
要因 7 ⑦犯行後の行為	脅して口止め	終わった後、泣いている女の子に「このことを人に言ったらタダではすまさないぞ」と口止めた(注4)
	口止めなし	終わった後、女の子は泣きながら逃げていった(注5)

(注1) 被害者が25歳の場合には、「その女性がいつも夜に会社の帰りにその公園を通ることを何度も見て知っていた」となる。以下も同様である。

(注2) その女性は夜に公園を通りかかったのをたまたま見かけた

(注3) 以前にも別の女性にこういう事をしたことがある

(注4) 終わった後、泣いている女性に「このことを人に言ったらタダではすまさないぞ」と口止めた。

(注5) 終わった後、女性は泣きながら逃げていった

シナリオの例

14歳の女の子を公園のトイレに連れ込んだ。その女の子がいつも夜に学校の帰りにその公園を通ることを何度も見て知っていた。トイレでおとなしくしろと脅してパンツを下ろして陰部を触った。途中で抵抗したので叩いてケガをさせた。以前にも別の女の子にこういう事をしたことがある。終わった後、泣いている女の子に「このことを人に言ったらタダではすまさないぞ」と口止めた。

25歳の女性を公園のトイレに連れ込んだ。その女性は夜に公園を通りかかったのをたまたま見かけた。トイレでおとなしくしろと脅してパンツを下ろして姦淫した。途中で抵抗したので叩いてケガをさせた。以前にも別の女性にこういう事をしたことがある。終わった後、女性は泣きながら逃げていった。